附　則

第一条　この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

第二条　みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者をいう。）は、同法附則第十六条第一項の義務を負う間、第二条の規定による改正後の電気関係報告規則（以下「新電気関係報告規則」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、新電気関係報告規則第二条に規定する様式第十一第一表の二による報告書及び様式第十一第一表の三による報告書を提出することを要しない。

○経済産業省令第四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、自転車競技法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

自転車競技法施行規則の一部を改正する省令

自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（競輪開催前の届出） **第六条**　競輪施行者が競輪を開催しようとするときは、半期（四月から九月まで及び十月から翌年三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を当該半期初日の一月前までに当該競輪施行者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。 一　開催の概要 二　競輪の実施に関する事務を委託しようとする場合及び競輪場又は場外車券売場を借用する場合は、その相手方の氏名又は名称、契約の内容及びその他契約の条件に関すること （削る） （削る） 三　使用する予定の場外車券売場等の名称 （削る） （削る） 四　競輪の実施に関する規程 五　開催執務委員の氏名 六　開催に関する収支予算見積書 七　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が告示で定める事項 ２・３　（略） （競輪の実施に関する規程） **第七条**　前条第一項第四号に掲げる競輪の実施に関する規程には、次の事項を記載するものとする。 一～十四　（略） （設置者の報告等） **第十三条**　競輪場の設置者は、当該競輪場の構造又は設備の変更（以下この条において単に「変更」という。）を行ったときは、遅滞なく、変更の内容及び理由を記載した報告書並びに変更に係る図面を、経済産業大臣に提出しなければならない。 ２　競輪場の設置者は、変更を行おうとする場合は、工事着手二月前までに、変更の内容、変更の理由及び開催への影響を記載した報告書並びに変更に係る図面を、経済産業大臣に提出しなければならない。	（競輪開催前の届出） **第六条**　競輪施行者が競輪を開催しようとするときは、次に掲げる事項を開催日の二月前までに、当該競輪施行者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。 一　開催の日時 二　競輪の実施に関する事務を委託しようとするときは、その相手方の氏名又は名称及び委託契約書の写し 三　使用する競輪場の名称及び所在地 四　競輪場を借用する場合は、借用契約書の写し 五　使用する場外車券売場等の名称及び所在地 六　場外車券売場等を借用する場合は、借用契約書の写し 七　各競走の番号、種類、名称、距離、賞金の額及び賞品の種類並びに選手の参加旅費及び災害補償に関する事項 八　競輪の実施に関する規程 九　開催執務委員の氏名 十　開催に関する収支予算見積書 十一　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が告示で定める事項 ２・３　（略） （競輪の実施に関する規程） **第七条**　前条第一項第八号に掲げる競輪の実施に関する規程には、次の事項を記載するものとする。 一～十四　（略） （設置者の報告等） **第十三条**　競輪場の設置者は、当該競輪場の構造又は設備を変更したときは、遅滞なく、変更した構造又は設備の内容及び変更の理由を記載した報告書並びに変更した構造又は設備に係る図面を、その競輪場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。 （新設）